

# 益田市における建設工事（営繕工事を除く）の入札における積算疑義の 取扱いについて（通知）

益田市が行う建設工事の入札において、数量の間違いや単価の適用誤り等の理由により積算疑義がある場合の取扱いを定めましたので、お知らせします。

## 【入札から開札まで】

積算誤りがあった場合は、原則、入札を中止します。ただし、事前に入札参加者に周知し、設計変更で対応できるような積算誤りで、入札・契約の公平性が保てると発注者が認めた場合には、入札を実行できるものとします。

## 【開札から入札結果通知の送付までに、積算に関する質問書が提出された場合】

### （１）発注者が積算誤りはないと判断した場合

その旨を質問者に回答し、契約締結の手続きを進めます。

### （２）発注者が積算誤りがあると判断した場合

積算誤りについて、正しく積算し直すと落札順位が変更になる場合、また、落札者が予定価格を上回る場合は、原則として入札のやり直しを行います。

ただし、以下の場合、その旨を質問者に回答し、契約締結手続きを進めることができるものとします。

- すべての入札参加者が単価・数量等について同一の条件で積算できるような積算誤りで、入札・契約の公平性が確保できると発注者が認めた場合

## 【入札結果通知後】

入札結果通知後に積算誤りが見つかった場合は、原則として契約解除は行いません。

## 【施行時期】

令和３年１１月１日以降に実施される入札から適用します。

### 【積算に関する質問書】

- (1) 質問書を提出できるのは、当該入札に参加した者としてします。
- (2) 質問書の提出期限は、積算疑義の取扱い（通知）送付からその翌日（翌日が市の休日の場合は、その翌日）の午後3時までとします。それ以降の質問は受け付けられません。
- (3) 質問書の提出は入札監理室にメールで送付して下さい。
- (4) 質問書に対する回答は、質問者に対し、質問提出期限の翌日（翌日が市の休日の場合は、その翌日）の午後3時までに返答します。
- (5) 直接職員への連絡、電話での問い合わせには応じられません。

※ 市の休日とは、益田市の休日を定める条例第1条に基づく休日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

### 【留意事項】

- 開札後、入札参加者から提出された工事内訳書を確認のうえ、入札参加者全てに積算疑義の取扱い（通知）と公表設計書を送付します。
- 積算に対する疑義は具体的に記載して下さい。予定価格と合わないといったような、具体的内容が特定できないものは受付を行いません。
- 入札前に仕様書で確認できる内容や入札前に質問を行って確認すべき内容については、この取り扱いの対象外とします。
- 事前に入札を中止した案件については、この取り扱いの対象外とします。

